

福崎町水道施設運転管理業務委託

公募型プロポーザル実施要項

令和 7 年 11 月

福崎町上下水道課

1. 趣旨

福崎町水道施設運転管理業務公募型プロポーザル実施要項は、「水道委託第 30 号 福崎町水道施設運転管理業務委託」の契約の相手方を選定するにあたり、公募型プロポーザルの実施について必要な事項を定めるものとする。

なお、本業務の業者決定については、福崎町の安心・安全な水道水の安定供給を目的とし、豊富な経験と専門知識をもって、福崎町水道事業の特性に沿った運用が必要であることから、業務効率化とサービスの向上を図るとともに、持続可能な水道事業の運営について広く提案を募集する公募型プロポーザル方式によるものとする。

2. 業務の概要

(1)業務名

水道委託第 30 号 福崎町水道施設運転管理業務委託

(2)業務概要

福崎町が所管する水源地、配水池及び加圧ポンプ所の運転操作監視業務、環境整備業務、水質管理業務 及び 軽微な漏水修理業務、水道メータの開閉栓等業務、夜間対応業務、設備保守管理業務等

(3)履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの毎日

ただし、契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間は習熟期間とする。

3. 提案上限額

6 1, 4 0 0 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4. 実施スケジュール

(1)プロポーザル公告

令和 7 年 11 月 13 日（木）

(2)参加表明書等の提出期限

令和 7 年 11 月 27 日（木）

(3)要求水準書に関する質疑受付期限

令和 7 年 12 月 11 日（木）

(4)要求水準書に関する質疑回答予定日

令和 7 年 12 月 16 日（火）

(5)技術提案書及び価格提案書の提出期限

令和 8 年 1 月 7 日（水）

(6)一次審査（書類審査） 予定日 ※提案者が 5 者以下の場合は実施しない

令和 8 年 1 月中旬

(7)二次審査（プレゼンテーション） 予定日

令和 8 年 2 月上旬～中旬 ※一次審査が実施されなかった場合は 1 月中旬となる可能性がある

(8)プロポーザル結果通知

二次審査（プレゼンテーション） 実施日から 1 週間を目途に福崎町ホームページに掲載する。

5. プロポーザル参加に関する条件等

参加を表明する者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。なお、このプロポーザルへの参加形態は単体とし、共同企業体等での参加は認めない。

(1)地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(2)会社更生法（平成 14 年法律 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがされている者でないこと。ただし、裁判所からの更生又は再生手続き開始の決定を受けているものを除く。

(3)租税に滞納がないこと。

(4)参加表明書提出時点において、福崎町の物品購入（役務の提供）に係る競争入札参加資格者名簿に登録があり、「上下水道施設保守管理」の業種について競争入札に参加する資格を有しているもので、指名停止基準（平成 6 年 7 月 5 日告示第 55 号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。ただし、参加表明書提出日から審査結果通知日までに停止措置を受けた場合は失格とする。

(5)代表者、役員等が福崎町暴力団排除条例（平成 25 年 3 月 25 日条例第 3 号）第 2 条各号に規定する

暴力団でないこと並びにそれらの利益になる活動を行うものでないこと。

(6)公告日から起算して過去 10 年間に於いて、給水人口 1 万人以上の国、地方公共団体及びそれに準じる団体が所管する水道事業又は水道用水供給事業に於いて、地下水を水源として有する水源地の運転管理業務を元請として受注し、1 年以上の履行実績を有すること。

(8)本業務に配置できる水道技術管理者及び水道施設管理技士（浄水 2 級以上）を有すること。

6. 参加表明書等に関する事項

(1)提出期限

令和 7 年 11 月 27 日（木）午後 3 時まで

(2)提出方法

上下水道課へ持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、提出期限日の午後 3 時必着とし、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。

(3)提出書類

ア 参加表明書 (様式 1) 1 部

イ 業務履行実績調書 (様式 2) 1 部

ウ 会社概要書 (様式 3) 1 部

エ 参加資格確認通知書の返信用封筒（返信先を記載し、110 円切手を貼った長形 3 号封筒）

(4)参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和 7 年 12 月 2 日（火）を目途に参加資格確認通知書の FAX 及び発送により通知する。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、町に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和 7 年 12 月 8 日（月）午後 3 時までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により上下水道課に提出すること。町は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

7. 現場説明

現場説明会は実施しない。

水源地等の見学を希望する場合、「仕様書」及び「特記仕様書」に関する質疑受付期限である令和 7 年 12 月 18 日（木）までに実施するものとし、事前に上下水道課へ依頼すること。

8. 仕様書等に対する質疑

第 6 項の規定により参加表明書を提出し、本プロポーザルへの参加資格を有すると認められた者に限り、次の方法により仕様書等に対する質疑をすることができる。

(1) 質疑方法

- ア 質疑書（様式 4）を電子メールで送信すること。
- イ メール受信の有無を電話にて必ず確認すること
- ウ 質疑は、分かりやすくまとめて提出すること。
- エ ファイル名の末尾に「商号又は名称」を追記すること

(2) 受付期限

令和 7 年 12 月 11 日（木）午後 3 時まで

(3) 回答方法

質疑に対する回答は、すべての参加表明者に対し FAX 又は 電子メールにて送信する。

(4) その他

- ア 質疑に対する回答は、仕様書等の追加又は修正事項とみなす。
- イ 質疑の内容が第 11 項に定める技術提案書の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質疑の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

9. 技術提案書の提出に関する事項

参加者は、次の方法により技術提案手続を行わなければならない。

(1)提出部数

計 7 部（原本 1 部に加え、写し 6 部とする。） ※様式 7 については原本 1 部のみ

- ・技術提案（任意様式）
- ・事業費提案（様式 6）
- ・要求水準に関する誓約書（様式 7）

(2)提出方法

上下水道課へ持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、提出期限日の午後 3 時必着とし、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。

(3)提出期限

令和 8 年 1 月 7 日（水） 午後 3 時まで

(4)その他

技術提案書の作成にあたっては、「仕様書」及び「特記仕様書」の内容をよく確認し、作成すること。

10. 二次審査（プレゼンテーション）及び質疑等の実施方法

(1)プレゼンテーションの参加人数は 3 名以内とする。

(2)プレゼンテーションは 15 分程度の技術提案書の概要説明及び 10 分程度の質疑応答により実施するものとする。

(3)プレゼンテーションは、提出された技術提案書の内容に基づいて行うこととし、追加資料の提示は認めない。

(4)プレゼンテーションするにあたり、パソコン等の機器の使用を認める。パソコン、スクリーン、プロジェクターは町で用意するが、パソコンについてはヒアリング対象者による持ち込みを認める。

(5)開催日時、場所等の詳細については、第 11 項に定める一次審査通過者に対し別途通知する。

11. 技術提案書の審査及び契約候補者の特定

(1)審査及び契約候補者の特定方法

ア 技術提案書を提出した参加者（以下「提案者」という。）が6者以上の場合は、一次審査を実施し、総合評価点が高い者から順に5者を二次審査の対象者に選定する。ただし、総合評価点が同点の提案者が5者を超えて存在する場合は、この限りでない。また、提案者が6者未満の場合は、すべてのものを対象に二次審査を実施する。提案者には、二次審査の対象となった旨又は二次審査の対象とならなかった旨を、郵送及びFAXにより通知するものとする。

イ 一次審査は、第9項の規定により提出のあった技術提案書を次号に基づき審査し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。なお、一次審査による総合評価点は二次審査に加算しない。

ウ 二次審査は、前項のプレゼンテーションを実施の上、第9項の規定により提出のあった技術提案書を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

エ 一次審査及び二次審査における技術提案に関する評価は、「福崎町水道施設運転管理業務委託選定委員会」において実施する。

オ 二次審査の結果、総合評価点の最も高い者を契約候補者とする。

カ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、技術提案に関する評価点の最も高いものを契約候補者とする。技術提案に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 技術提案に関する評価

a. 技術力・実績（配点20点）

① 提案者の技術力等について

- ・ 同等又はそれ以上の規模の同種業務の履行実績年数
 - ・ 水道技術管理者及び水道施設管理技士（浄水2級以上）の資格者数
- ※ 履行実績年数については、令和7年11月時点での年数を記載すること。

② 配置予定従事者の資格、技術力について

- ・ 配置予定業務責任者の保有資格、同種業務の履行実績年数
- ・ 配置予定従事者の体制

③ 提案者の経営状況等について

- ・ 財務状況
- ・ 賠償保険加入状況

b. 業務実施方針（配点 50 点）

①運転操作管理について

- ・ 運転操作管理業務への取組み
- ・ 水質管理業務への取組み

②保守管理業務について

- ・ 設備保守管理業務への取組み
- ・ 軽微な修繕工事業務、技術力向上への取組み

③開閉栓等業務について

- ・ 水道メータ開閉栓等への取組み

④緊急時の対応について

- ・ 危機管理への取組み
- ・ 緊急時の対応・支援体制

⑤その他業務について

- ・ 環境整備業務への取組み
- ・ 浄水用薬品等の在庫管理への取組み

⑥独自提案

本業務の範囲内で 1 つ自由に提案

イ 事業費（受託希望金額）に関する評価（配点 30 点）

下表の算式により算出する。当該点数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

$30 \times (\text{全提案者中最低の受託希望金額}) / (\text{提案者が示す受託希望金額})$

ウ 総合評価点

技術提案に関する評価点と事業費（受託希望金額）に関する評価点の合計により算出する。

(3)その他

- ア このプロポーザルの審査結果については、プレゼンテーション実施日から1週間を目途に福崎町ホームページに掲載する。
- イ 提案者が1者のみの場合も審査を実施する。なお、その場合は、総合評価点が6割以上に達した場合のみ契約候補者の対象とする。
- ウ 技術提案書を評価した結果、いずれの提案も「仕様書」及び「特記仕様書」で示した水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。
- エ 審査の経過に対する問い合わせには応じない。
- オ 契約候補者への連絡は電話、FAX 又は電子メールにより通知するものとする。
- カ 特定された契約候補者は、指示された期日までに、事業費の見積書及び内訳書を上下水道課に提出すること。
- キ 提案者は、与えられた評価点を町に照会することができる。その場合は、書面（任意様式）を上下水道課に提出し請求すること。町は、当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。なお、請求可能な期日については、福崎町ホームページに掲載予定のプロポーザル結果通知に記載する。
- ク 前記カ及びキの提出方法は、持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、提出期限日の午後3時必着とし、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。

12. 契約の方法

- (1)審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。
- (2)契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号カと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3)技術提案書は、契約書の一部とする。
- (4)契約保証金については、福崎町財務規則（昭和58年4月1日規則第4号）第124条の規定を適用する。

13. 参加の辞退に関する事項

- (1)第7項の規定によりこのプロポーザルの参加表明手続を行った者は、第11項第1号カ又は第12項

第2号の規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。

- (2)参加を辞退する場合は、辞退届（様式5）を上下水道課に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

14. 失格に関する事項

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1)提出資料等が本要項の提出方法や条件に適合しない場合
- (2)虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合
- (3)その他本要項に違反すると認められた場合
- (4)提出した技術提案書の内容が「仕様書」及び「特記仕様書」で示した水準等を満たしていないことが明らかであると認められた場合
- (5)提案上限金額を超える金額を事業費（受託希望金額）として提案した場合
- (6)選定委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (7)審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (8)提出書類が提出期限を過ぎても提出されない場合
- (9)プレゼンテーション開始時刻までに会場に来なかった場合

15. 著作権等

- (1)技術提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他町が必要と認める場合、町は技術提案書の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で利用できるものとする。また、この場合においても、参加者の特殊な技術やノウハウ等は公表しない。
- (2)提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。

16. プロポーザルの参加に要する費用負担

技術提案書の作成、プレゼンテーションに要する費用等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

17. その他

(1) プロポーザルに参加する者は、参加表明書の提出をもって、本要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 技術提案書には、提案者が実現を約束したものとみなすため、確実に実現できる範囲内で記載すること。

(3) 有料オプションなど、別途費用を必要とする技術提案は原則受け付けない。

(4) 提出書類の取り扱い

ア. 提出された技術提案書は返却しない。

イ. 参加表明者から提出された書類については、このプロポーザルの目的の範囲において複製を作成することがある。

ウ. 委託者は、提出書類の内容を確認するため、確認書類（契約書、証明書の写し等）の提出を求める場合がある。

(5) 選定委員会は非公開とし、会議内容については公表しない。

(6) このプロポーザルにおいて町が提供する資料は、このプロポーザルの目的以外で使用することはできない。

(7) 契約候補者の特定後、契約締結までの間に、契約候補者がこのプロポーザルの参加要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがある。

(8) 契約を締結した者は、委託者が認めた場合を除き受託者自ら履行する。契約の履行にあたり、特に委託者が認めた下請負人を使用する場合は、下請負人の決定後直ちに、その商号又は名称その他必要な事項を通知すること。

(9) 提出書類については、このプロポーザルの審査以外に提出者に無断で使用しないものとする。ただし、町は、本業務に係る情報公開請求があった場合、福崎町情報公開条例（平成 12 年 3 月 28 日条例第 17 号）に基づき、提出書類を公開することがある。

(10) 契約締結後においても、受注者がこのプロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合は、契約を解除することがある。

18. プロポーザルに関する担当部局等

(1)担当部局

福崎町役場 上下水道課 水道工務係

〒679-2280 兵庫県神崎郡福崎町南田原 3116-1

電話：0790-22-0560 FAX：0790-22-5980

Email：jousesui@town.fukusaki.lg.jp

(2)ホームページ

参加表明手続及び技術提案手続等に必要な様式等は、福崎町ホームページに掲載する。参加表明する者は、必要に応じてダウンロードし、使用すること。